

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成28年7月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成28年8月5日（金曜日） 午前10時から	高松市番町1丁目8番15号 高松市役所8階82会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成28年7月22日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

高松広域都市計画道路の変更案の概要

高松広域都市計画道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造形式	車線 の数	幅員	
幹 線 街 路	3 ・ 1 ・ 101	三木高 松国分 寺線	三木町 大字井 上字北 地	高松市 国分寺 町国分 字新開	高松市 上天神 町	約19,820m	地表式	6車線	40m	琴電琴平線と立体交差 琴電長尾線と立体交差 自動車専用道三木高松線と立体交差 幹線街路高松港寺井線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所

車線の数の 内訳	4車線	約3,440m		
	6車線	約16,380m		
構造形状の 内訳	なお、高松市太田下町地内に駅前広場を設ける。			約5,760㎡

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。